

第68回全国乳児院協議会 開催要綱

メインテーマ **見せよう、乳児院の機能
～乳幼児と家族の総合支援センターをめざして～**

1 趣 旨

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の関係通知が平成30年7月6日付で発出されました。児童福祉法の抜本的な改正を受け既存の都道府県推進計画の全面見直しを求める本策定要領では、乳児院に対し、質の高い養育の集中的な提供、また施設の高機能化・多機能化を図って在宅家庭への支援等に専門性を発揮することなどの必要性が提起されています。

全乳協ではこの間、本策定要領をめぐる各種検討会等に参画し、乳児院を必要とする子どもと家族の代弁者として現場の実態を広く伝えるとともに、乳幼児と家族の総合支援センターへの変革について提言してきました。今後、各都道府県において地域の実情を踏まえた社会的養育のあり方が検討されることとなりますが、乳児院がこれまでも取り組んできた様々な機能をあらためて各所に見せるとともに、地域の子育て支援にかかる新たな役割にも積極的に着手していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本協議会は、乳児院の施設長・職員が一堂に会し、乳児院が今後さらに社会から求められる機能・役割を果たしていくための学びや気づきを得ることを目的として開催します。

2 主 催

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国乳児福祉協議会

3 後 援 (予定)

厚生労働省
三重県、津市
社会福祉法人三重県社会福祉協議会
三重県児童養護施設協会

4 期 目

平成 **30** 年 **10** 月 **11** 日 (木)・**12** 日 (金) (2日間)

5 会場

アスト津（全体会場：4階「アストホール」）

〒514-0009 三重県津市羽所町700
TEL：059-222-2525 FAX：059-222-2526
※交流会会場は別添案内書を参照

6 参加対象

乳児院施設長もしくは代行者、法人役員、乳児院上級職員（『乳児院の研修体系』に基づく概ね7年目以上の職員）、児童福祉施設職員、行政職員、社会福祉協議会職員、その他乳幼児養育・保育に関心のある方。

本研修は、『改訂 乳児院の研修体系—小規模化にも対応するための人材育成の指針—』（平成27年3月 全国乳児福祉協議会）の中で、全国でおこなうべき研修として位置づけられている、乳児院の施設長および上級以上の職員（概ね7年目以上、またはそれに等しい業務経験と研修履歴のある職員）を対象に企画しています。修了者には、『研修体系』に基づいたポイント（本研修は5ポイント）が付与され、受講証明書を発行いたします。

7 参加費

17,000円（交流会費・宿泊費は含みません）

8 定員

200名

9 日程・プログラム（予定）

※【 】内はプログラムに関連する『研修体系』領域（別紙「本大会で取り上げる『研修体系』の領域（①～⑨）と施設長が獲得すべき内容」参照）

■第1日目 10月11日（木）

時間	プログラム
12:00～13:00	開場・受付
13:00～13:45 (45分)	開会式 永年勤続者表彰 贈呈
13:45～13:50	舞台転換（5分）
13:50～14:50 (60分)	行政説明【領域④⑤】 厚生労働省子ども家庭局（予定）
14:50～15:05	休憩（15分）
15:05～15:50 (45分)	基調報告【全領域】 全国乳児福祉協議会 会長 平田ルリ子
15:50～16:00	休憩（10分）
16:00～17:30 (90分)	特別講演「地域における親子関係再構築支援と 乳児院の役割」【領域④⑦⑧】 ＜講師＞ 大正大学 客員教授 犬塚 峰子氏
17:30～18:30	移動・休憩（60分）
18:30～20:30	交流会

■第2日目 10月12日（金）

時間	プログラム
9:00	開場
9:15～12:00 (165分)	シンポジウム「乳児院の機能強化・多機能化とは」 【全領域】 <p>乳児院に「機能強化」「多機能化」として求められる機能とは何なのか。各種機能に関する実践や今後のアクションプランの報告を通じ、地域における子どもと家族の総合支援センターとしての乳児院のこれからのあり方を考えるとともに各施設の取り組みの参考とする。</p> <p><シンポジスト> 東京都・日本赤十字社医療センター附属乳児院（調整中） （疾病・障害のある子と実親の関係再構築支援のアクションプランを報告） 三重県・乳児院エスペランス四日市 施設長 山内 康敏氏 （一時保護、アセスメントのアクションプランを報告） 京都府・乳児院積慶園 主任・里親支援専門相談員 藪下 聡美氏 （里親子・養親支援のアクションプランを報告） 熊本県・熊本乳児院 施設長 傘 正治氏 （市区町村との連携による子育て支援のアクションプランを報告）</p> <p><コーディネーター> 全国乳児福祉協議会 総務委員会</p>
12:00～12:15 (15分)	説明「乳児院における防犯対策 リスクマネジメントについて」 【領域③】 全国乳児福祉協議会 総務委員会
12:15～12:30 (15分)	閉会式

10 参加・交流会・宿泊等の申込みについて

(1) 締切 平成30年9月7日（金）

（受付は先着順。締切前でも定員に達し次第、締め切る場合があります。）

(2) 申込書の送付先および参加費・宿泊費等送金先 名鉄観光サービス株式会社津支店（別添案内書参照）

(3) 変更・取り消しについて

申込締切日以後の参加費の返金はいたしません。資料の送付をもって対応いたします。参加者・宿泊等の変更・取消が必要な場合の手続きや条件は、別添案内書をご参照ください。

11 必要な配慮について

手話通訳、要約筆記を希望される方や、車いすを使用するなど参加にあたり配慮が必要な方は、申込書の備考欄によりお知らせください。

その他、不明な点やご要望がありましたら、全乳協事務局まで事前にお問合せください。

12 申込書記入事項の取扱いについて

申込書に記入された個人情報は、とりまとめ先：名鉄観光サービス株式会社津支店が申込者との連絡の際に使用します。また、全乳協事務局に提供されます。

宿泊や交流会をお申込みの場合は、宿泊機関等の提供するサービスの手配や受領のための手続きに利用するほか、利用するにあたって必要とされる範囲内で当該機関等に提供します。

全乳協では、申込書に記載された事項のうち、「都道府県名」「施設名・所属名」「参加者名」「役職」をもとに参加者名簿を作成し、当日資料として印刷します。

参加者名簿は、参加者相互の情報交換・交流促進を図るための基礎的資料とすることが目的です。また、下記の保険手続きのため、必要な情報を利用・提供します。

13 保険加入のご案内

主催者が、参加者全員分の行事用保険加入を申し込みます。

この保険では、研修参加中および往復途上のケガや賠償責任が補償されます。

問い合わせ先

(1) 協議会内容等

全国乳児福祉協議会 事務局（担当：星野）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会・児童福祉部

TEL：03-3581-6503 FAX：03-3581-6509

E-MAIL：nyu-ji@shakyo.or.jp

(2) 参加・宿泊等

名鉄観光サービス株式会社津支店（担当：^{おのだ} 鉦田、^{ほづみ} 穂積、高橋）

〒514-0004 三重県津市栄町 3-141-1 モアビル 5階

TEL：059-225-7676 FAX：059-225-7633

営業時間：月～金曜日 9:00～17:00 土曜・日曜・祝日休業

【別紙】本研修会で取り上げる『研修体系』の領域(①～⑤)と主な内容

『改訂 乳児院の研修体系 ―小規模化にも対応するための人材育成の指針―』(平成27年3月 全国乳児福祉協議会)の全文は、全乳協ウェブサイトより「資料コーナー」のページでご覧いただけます。

全乳協ウェブサイト <http://www.nyujin.gr.jp/>

【①育ち・育てること(人材育成の基盤)】

- ・自身の役割を自覚し、子どもと家族を適切に支援するために、資質と専門性の向上を図り続ける
- ・日々の実践から学び、ケースから学ぶ姿勢を重視する
- ・SVの意義を理解し、SVを受ける
- ・後進に対してSVを行う
- ・人材育成を重視する施設の文化を醸成する
- ・人材育成に必要な体制作りを努める
- ・日本の社会的養護の質的向上に貢献する
- ・保育、保健、障害福祉など関連する領域での子ども福祉の向上に貢献する
- ・地域の子育て支援の向上に貢献する

【②資質と倫理】

- ・自身の健康管理
- ・基本的な教養と社会性(マナー)
- ・日本の健全な子育て文化を施設内で重視し展開する
- ・健全な生活を営む養育者として機能し、全ての養育者の模範となる
- ・所属する施設の理念を理解し、実践する
- ・倫理規定を順守し、実践を行う
- ・自らの実践をオープンにし、記録、報告、相談、話し合いができる
- ・救急対応と事故防止等、緊急時の対応
- ・地域社会から信頼されるよう努める

【③子どもの権利擁護】

- ・子どもの最善の利益を理解し、実践に反映させる
- ・多様性を尊重し差別や偏見から子どもを守る
- ・虐待、搾取、いじめなど不当な扱いの防止
- ・貧困の影響から子どもを守る
- ・子どもにとって不適切な対応、環境、場面等を把握し、その改善に努める
- ・個人情報保護の正しい理解に則って適切に情報を扱う
- ・その他の権利侵害から子どもを守る

【④専門的知識】

- ・社会的養護を中心に福祉全般と関連する諸領域のその基盤となる法制度について学ぶ
- ・健全な生活の営みに関する必要な知識や知見を学ぶ
- ・身体的発育に関して学ぶ
- ・心的発達に関して学ぶ
- ・アタッチメントに関して学ぶ
- ・身体疾患に関して学ぶ
- ・精神疾患に関して学ぶ
- ・アセスメントに関する知識や知見について学ぶ
- ・養育スキルに関する知識や知見について学ぶ
- ・家族に関する理論や知見について学ぶ
- ・里親に関する理論や知見について学ぶ

【⑤専門的な養育技術】

- ・共感、肯定的評価など基本的な支援技術の習得
- ・愛着形成や信頼関係の構築を基盤とする
- ・個別的ケアと家庭的養育について理解し、実践する
- ・小規模グループケアの利点とリスクを理解し、健全な小規模グループケアのあり方を追求する
- ・健康的な生活を営み、日々その向上に努める
- ・急激な経過をたどる病気への救急対応
- ・食育の意義を理解し実践する
- ・ケースのアセスメントを行い、その質的向上を図る
- ・アセスメントに基づいて自立支援計画を策定し、個々の子どもに適した養育の手立てや環境を提供すること
- ・カンファレンスの意義を理解し、より適切な支援を見出していくよう努める
- ・人生の連続性を保障するための手立てを提供する
- ・子どものニーズに合わせて、治療教育的技法を活用する

【別紙】本研修会で取り上げる『研修体系』の領域(①～⑨)と主な内容

『改訂 乳児院の研修体系 ―小規模化にも対応するための人材育成の指針―』(平成27年3月 全国乳児福祉協議会)の全文は、全乳協ウェブサイトより「資料コーナー」のページでご覧いただけます。
全乳協ウェブサイト <http://www.nyujin.gr.jp/>

【⑥チームアプローチと小規模ケア】

- ・チームアプローチを理解しチームの一員として機能する
- ・職員同士のサポート体制を理解し、互いに支え合う姿勢を磨く
- ・情報の共有化やアセスメントの共有化を図り、さらにはこれらの共有化についてより効果的な手立てを探求する
- ・小規模ケアによる職員の孤立や抱え込みの防止のための手立てを講じ、さらにより良い手立てを見出すことに努める
- ・緊急時(災害、事故、子どもの病気など)のチーム体制の構築とそれに基づく対応の徹底を図る
- ・小規模グループ同士の連携、および本体施設機能との連携を図り、その質的向上に努める
- ・職員のメンタルヘルスに配慮し、必要な手立てを講じる

【⑦保護者支援】

- ・保護者対応について基本的な姿勢を身につけ、さらにより適切なあり方を検討していく
- ・面接技法、電話相談の基本を身につけ、さらにより適切なあり方を検討していく
- ・家族の抱えたリスク要因の理解に努め、その改善のための手立てを検討し、必要な機関との連携のもと実践する
- ・保護者のアセスメントを行い、家族支援の具体的な手立てを検討し、必要な機関との連携のもと支援を行う
- ・精神疾患について理解を深め、適切な対応ができるよう努める
- ・母子関係の改善を目指した手立てをアセスメントに基づいて行う
- ・家庭復帰が適切に実施されるようアセスメントを行い、児童相談所や関係機関と綿密な協議を行いながら進めていく

【⑧他機関連携】

- ・児童相談所との連携の充実、強化
- ・医療機関との連携の充実、強化
- ・要保護児童対策地域協議会との連携の充実、強化
- ・保健センターや子育て支援機関等、地域の機関の役割を理解して、連携を図る
- ・子どもの家族の支援に役立つ地域の資源を発掘し、連携を図る

【⑨里親支援】

- ・里親制度を理解し、その質的向上に貢献する
- ・里親支援を行い、その充実に努める
- ・里親と子どもの関係調整を行い、その質的向上を図っていく